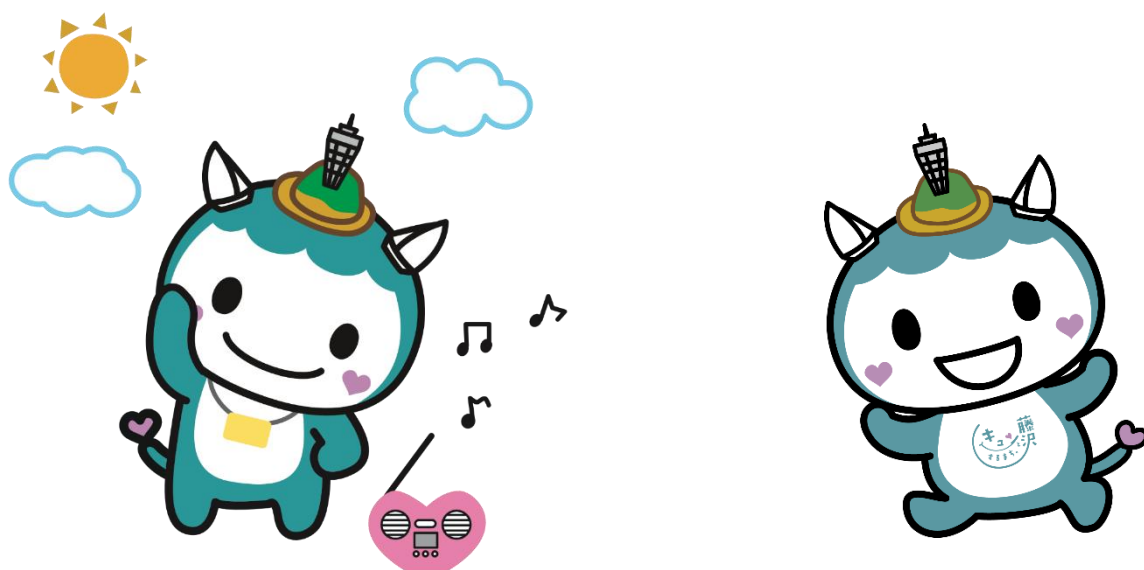


令和6年度 いきいき運動グループ (介護予防運動自主活動団体) 募集要領

地域で定期的に、誰でもどこでも手軽にできる運動を行い、健康づくりや介護予防に取り組んでいる団体を支援します！！



【問い合わせ先】

藤沢市役所 福祉部 高齢者支援課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎2階

電話 0466-25-1111(代表) 内線(3285)

FAX 0466-50-8412

E-mail fj-kourei-s@city.fujisawa.lg.jp



1. 介護予防運動自主活動団体推進事業の趣旨

本市では、年齢を重ねても、からだも心も元気でいきいきとした健康な生活を続けられるよう、高齢者が地域において自ら健康づくりや介護予防につながる運動に取り組みやすい仕組みづくりを進めています。

そのため、地域で介護予防運動を行っている団体に対して、活動の充実と継続を目的に、活動経費の助成を行います。

2. 活動経費の助成の要件について

次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 1回の活動時間が30分程度であり、次の健康づくりや介護予防につながる運動のいずれかを定期的に月2回以上行っていること。
また、その活動を申請日時点で1か月以上継続している実績があること。

- ① ラジオ体操などの軽体操
- ② ロコモティブシンドローム予防のための筋力トレーニング
- ③ ウォーキング

☆ 実施する介護予防運動は1種類でも2種類でも構いません。

- (2) 誰でも、どこでも、手軽にでき、指導者を必要とせず、技術の向上や勝敗、競争を目的としないこと。

対象とならない運動

- ・特定の用具や器具・機器を必要としたり、指導者から教わらないとできない運動
- ・技術の向上を目指すことや、勝敗、競争が生じる運動

☆「からだを動かして運動したい」と思う方が、行けばその場ですぐにできることや、それぞれ個々の体力に応じてからだを動かせることが重要です。

- (3) 自らの活動について市民周知に努め、活動日、実施場所を公表できること。

- (4) 誰でも新たに参加ができること。

☆参加できる方を限定している活動は対象となりません。(例：町内会加入世帯の方のみ、サークルの会員のみ等。)

活動に参加したいと思う65歳以上の高齢者がどなたでも一緒にできる体制が整っていることが必要です。

- (5) 継続的かつ計画的に活動している法人格を有しない任意のグループであり、自主的に運営していること。



- (6) 団体の構成人数について次のすべてを満たしていること。
 ア 5人以上であること。(家族及び親族のみの構成は対象外。)
 イ 藤沢市民が構成人数の過半数いること。
 ウ 65歳以上の高齢者が構成人数の7割を超えていること。
- (7) 活動に関し、参加費(会費)を徴収しないこと。
 ただし、会場費用等の実費の範囲内において徴収することは可能とします。
- (8) 藤沢市の介護予防事業に関して理解し、市が実施する介護予防の普及啓発における協力及び介護予防に関する研修等の受講に努めること。
☆活動を通じて、市の介護予防に関する情報(講演会等各種介護予防事業やパンフレット等)の周知にもご協力ください。
- (9) 営利を目的としないこと。
- (10) 政治又は宗教に係らないこと。
- (11) 法令又は公序良俗に違反しないこと。

3. 助成内容

介護予防運動自主活動団体として、活動の継続に必要な経費(消耗品費や通信費、保険料等)の助成を行います。

申請月から2025年(令和7年)3月までの活動内容について要件を満たした場合、補助金を交付します。なお、活動経費に対する補助を希望する場合、**毎年補助金交付申請が必要**です。

補助額

月の活動回数に応じて、次の金額を補助します。なお、活動回数については、悪天候等で実施できなかった場合も含めた回数となります。

年間活動回数 (申請月～翌年3月)	補助額
月2回以上の実施	月額 500円
月4回以上の実施	月額 1,000円



4. 提出書類

助成を希望する団体は、次の書類に必要事項を記入して、高齢者支援課（藤沢市役所 本庁舎2階）に直接持参または郵送で提出してください。

郵送の場合は、封筒表面に「介護予防運動自主活動団体推進事業補助金交付申請」と明記してください。

- ①補助金交付申請書
- ②補助金交付年間実施計画表
- ③団体名簿
- ④収支予算書
- ⑤請求書
- ⑥補助金の前金払申請について（希望する場合のみ）
- ⑦令和6年度の連絡先について

5. 活動に際しての留意事項

次の事項に該当する場合は、補助金の全部又は一部の額を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた場合
- (2) 事業を中止又は変更した場合

6. 補助金の交付決定後について

(1) 活動の実践

審査の結果、介護予防運動自主活動団体として補助金が交付される団体については、活動日や場所等の一覧表を作成します。

市のホームページへの掲載、市内各施設【いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）、市民センター・公民館等】での配架を予定していますので、参加を希望する方からのお問い合わせや、活動への参加について対応をお願いします。

(2) 実績の報告

2025年（令和7年）3月以降、活動の年間報告として、完了届兼事業実績報告書、支出報告書等必要書類の提出をお願いします。

その他、介護予防事業の一環として、報告や調査の依頼や情報提供を行う場合がありますので、ご承知おきください。

